

紀の川市 (和歌山県)

(2006年4月14日現在)

1. 新市の基礎情報

合併の期日：2005年11月7日	合併の方式： 新設 ・編入	
市となるべき要件の特例の適用：有 (人口要件・市の全域を含む新設合併) ・ 無		
人口 ⁽¹⁾ ：70,067人 (高齢化率 ⁽²⁾ 19.7%)	面積 ⁽³⁾ ：228.54k m ²	
議員数 ⁽⁴⁾ ：26人 (法定上限30人)	一般職員数 ⁽⁵⁾ ：669人	
財政力指数 ⁽⁶⁾ ：未算出	経常収支比率 ⁽⁷⁾ ：未算出	
2004年度歳入予算額 ⁽⁸⁾ ：25,613,842千円		
うち、地方税6,010,078千円、地方交付税8,413,300千円		
合併特例債発行予定額30,389百万円／同限度額38,850百万円		
産業構造 ⁽⁹⁾ ：第一次産業20.9%、第二次産業25.3%、第三次産業53.8%		

(出典) (1)(2)(9)：2000年「国勢調査」。 (3)：2004年10月「全国都道府県市区町村別面積調」。
 (4)：合併時の数。条例定数は26人であるが、合併後最初の選挙に限り30人。 (5)：新市財政計画。 (8)：2004年度当初予算額。

2. 合併関係市町村の基礎情報

関係市町村	人口 ⁽¹⁾	高齢化率 ⁽²⁾	面積 ⁽³⁾	議員数 ⁽⁴⁾	一般職員数 ⁽⁵⁾	財政力指数 ⁽⁶⁾	経常収支比率 ⁽⁷⁾
旧打田町	15,194人	19.5%	48.45k m ²	16人	140人	0.50	87.5%
旧粉河町	16,918人	22.1%	77.73k m ²	16人	156人	0.39	89.1%
旧那賀町	8,835人	23.7%	28.12k m ²	12人	113人	0.30	88.8%
旧桃山町	8,041人	23.8%	51.75k m ²	14人	104人	0.42	88.4%
旧貴志川町	21,079人	14.8%	22.49k m ²	16人	154人	0.49	92.5%

(出典) (1)(2)：2000年「国勢調査」。 (3)：2004年10月「全国都道府県市区町村別面積調」。
 (4)：合併直前の定数。 (5)(6)(7)：2003年度「市町村別決算状況調」。

3. 合併の特徴

<p>(1) 合併の理由・目的<②地方分権推進、④少子高齢化、⑤財政状況></p> <p style="margin-left: 20px;">少子高齢化への対応やいわゆる「三位一体改革」による地方自治体の権限の拡充等、行財政運営水準の向上や総合力を高め、住民サービスの低下を防ぐため。</p>
<p>(2) 合併のプロセスで重視したこと<①関係市町村間の合意、②住民の理解、⑧事務事業の調整></p> <p style="margin-left: 20px;"><最も重視したことの具体的な内容></p> <p style="margin-left: 40px;">住民説明会やアンケートの実施、ホームページでの協議内容の掲載等により情報提供を行う。</p>
<p>(3) 中心となって合併を推進した人物・団体等<①首長、②議会・議員></p> <p style="margin-left: 20px;"><合併推進の具体的な活動></p> <p style="margin-left: 40px;">調整困難な協議事項については、合併関係町での町長会や議会全員協議会等で事前に調整した。</p>

4. 合併協議

(1) 今回の合併以前における合併協議の経緯	
2001年1月、那賀郡6町による市町村合併研究会を発足し事務レベルでの協議を重ね、2002年4月、岩出町を除く5町で市町村合併検討協議会（任意協議会）を設置する。9回に及ぶ協議を重ねたが、2003年6月解散。それぞれの町で合併の組合せを模索したが、2004年1月、再度5町による合併推進を確認、2004年2月、那賀5町合併協議会（法定協議会）を設置する。	
(2) 合併関係市町村以外の市町村との合併協議	
上記で記載のとおり、当初那賀郡6町による合併協議を行っていたが、岩出町については単独市制を選択した。	
(3) 合併関係市町村の従前のつながり	
②郡の構成市町村の一部、④一部事務組合（複合的一部事務組合を含む）の構成市町村の一部、⑧広域市町村圏の構成市町村の一部、⑪生活圏が一致	
(4) 合併の端緒	
2001年12月、和歌山県から那賀郡6町が合併重点支援地域の指定を受ける。	
(5) 任意の合併協議会（設置期間：2002年4月1日～2003年6月2日）	
構成メンバー	首長、助役各1名、議員各1名、各町議会合併関係特別委員会委員長各1名 計20名
運営上の工夫	事務局において住民説明会を実施し、合併への理解を深めた。また、広報誌を発行して住民への情報提供を行った。
(6) 法定協議会（設置期間：2004年2月25日～2005年11月6日）	
住民発議等	有（直接請求・住民発議）・ <input type="checkbox"/> 無
構成メンバー	首長、助役各1名、議員各2名、住民各3名、都道府県職員（振興局長） 計36名
運営上の工夫	協議の決定方法は原則全会一致とし、広報誌、ホームページ等により情報提供を行う。
(7) 基本5項目（①方式、②期日、③名称、④事務所の位置、⑤財産）	
<協議を行ううえでの工夫> 新市の名称及び事務所の位置については、小委員会を設置して協議し、協議会において決定した。	
<協議開始および決定の時期>	
	(①方式) (②期日) (③名称) (④位置) (⑤財産)
協議開始：	04年3月 04年9月 04年3月 04年3月 04年5月
合意：	04年3月 04年11月 04年9月 04年9月 04年6月
<決定に至るまでに最も難航した項目と解決策>	
	<input type="checkbox"/> ②期日
11月7日という期日のため、委員のコンセンサスが得られにくかったが、最終、町長会で協議し、協議会で決定した。	
<基本項目①「合併の方式」の決定理由>	
	<input type="checkbox"/> 新設・編入
対等な立場で合併することにより、それぞれの地域の特性を平等な立場で認め合い、尊重しあいながら新しいまちづくりのスタートラインに立つことが、魅力ある総合的なまちづくりにつながるものと考えている。	

<基本項目②「合併の期日」の決定理由>

2005年11月7日合併

合併関連三法の成立に伴い、2006年3月31日までの早い時期という観点から、電算システムの統合、本庁舎及び各支所の改修、福祉事務所設置に伴う職員の研修等を十分考慮し、また、職員の異動等のため休み明けが望ましいと考えた。

<基本項目③「新市の名称」の決定手続き・理由>

公募 有 ・ 無

決定手続：「新市の事務所の位置等検討小委員会」で公募した名称の中から5作品を選定し、協議会において委員の投票によって決定した。

選定理由：協議会委員の投票による。

<基本項目④「新事務所の位置」とその決定理由・工夫した点>

既存施設 ・ 新規建設

5町の地理的・人口的中心性、交通の事情、主な官公署の位置関係、庁舎施設の状況、将来展望等を総合的に判断し旧打田町役場を新市の事務所に決定した。また、本庁支所方式を採用したが、施設的に本庁機能の収容が困難なため、各支所庁舎に本庁機能を分散した。なお、新庁舎の建設については、合併後10年以内に建設すべく新市建設計画に盛り込んでいる。
(新事務所以外の関係市町村の旧庁舎の取り扱い)

新市の支所とした。

<基本項目⑤「財産の取扱い」>

(新市に引き継がなかった、または引き継ぐかどうか問題となった財産)

正負ともになし。

(8) 新市建設計画

計画の期間：10ヶ年

理由 国の財政措置が、合併後10ヶ年であるため。

<策定に当たっての工夫>

特になし。

<関係市町村間での調整が難航した項目>

各町から提出のあった普通建設事業が膨大であり、調整が難航した。

<新市建設計画の特徴または合併の理由・目的を達成するための工夫>

豊かな自然を尊重し保護しつつ、平和で安心して暮らせる社会の構築、さらに生活の利便性や快適性を高める。工夫した点としては、地域に生きる人々が健康で、安心して長く住み続けることのできるまちづくりを第1項目として掲げている。

<新市建設計画と関係市町村の基本構想、総合計画(基本計画・実施計画等)の内容>

参考程度とし、具体的には盛り込んでいない。

単位：百万円 ()は%	合併前 (2003年度) ⁽¹⁾	財政計画		
		2005年度	2010年度	2015年度
歳入合計	26,428	26,454	23,978	24,642
地方税	6,239(23.6)	6,349(24.0)	6,497(27.1)	6,406(26.0)
地方交付税	8,293(31.4)	9,036(34.2)	8,035(33.5)	8,713(35.4)
歳出合計	25,584	26,454	23,978	24,642
人件費	5,697(22.3)	5,554(21.0)	4,831(20.1)	4,358(17.7)
(参考：一般職員数)	(667人)	(669人)	(602人)	(541人)
公債費	3,498(13.7)	3,094(11.7)	3,147(13.1)	3,533(14.3)
普通建設事業費	5,276(20.6)	4,990(18.9)	4,990(20.8)	4,990(20.2)

(1)2003年度「市町村別決算状況調」の積み上げ

(9) 都市計画区域・用途地域の新たな設定・変更等	
新たな設定・変更等は行っていない。紀の川市において「都市計画マスタープラン」等を策定予定。	
(10) 住民への情報提供等	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 広報誌等の配布（全 15 号。配布方法：全戸配布） ・ 住民説明会の開催（延べ 23 回開催、延べ 1,343 人参加） ・ HP の開設（2004 年 3 月開設、適宜更新、アクセス数 75,454 回） 	
(11) 住民の意向を問う住民投票・調査等の実施	
<p>(名 称)：那賀 5 町の将来のまちづくりに関する住民意識調査</p> <p>(時 期)：2004 年 4 月 23 日（発送）～5 月 21 日（回収締切）</p> <p>(対象者)：住民基本台帳に搭載されている 18 歳以上の住民 無作為抽出による 14,000 人</p> <p>(方 法)：アンケート方式（郵送）</p>	
(12) 都道府県からの支援	
<p>財政支援：市町村合併推進事業補助金（55,680 千円）←合併前 市町村合併支援特例交付金（補助金）（500,000 千円）←合併後 2 ヶ年</p> <p>人的支援：合併協議会に県職員 1 名の派遣 福祉事務所設置に伴う職員研修の受け入れ</p>	
(13) 外部コンサルタントへの委託： <input checked="" type="checkbox"/> 有 ・ 無	
委託費	65,598 千円
委託内容	会議録作成業務 315 千円、ホームページ開設・更新業務 1,995 千円、広報誌作成業務 6,123 千円、新市建設計画作成業務 8,980 千円、電算業務統合調査業務 3,045 千円、庁舎総合プロジェクトマネジメント業務 18,259 千円、ポスター作成業務 412 千円、新市例規整備業務 105 千円、開庁準備業務 3,614 千円、暮らしガイドブック作成業務 2,887 千円、公共施設看板取替業務 3,168 千円、移転・引越業務 16,695 千円

5. 合併の内容

(1) 議員	
特例の適用	有（定数特例（定数 人）・在任特例（在任期間 年 ヶ月））・ <input type="checkbox"/> 無
その理由	合併の基本理念として、財政状況の厳しい中特例措置を適用すべきではない。
(2) 農業委員会の委員	
特例の適用	<input checked="" type="checkbox"/> 有（合併の日から 1 年間、特例措置を適用）・無
その理由	新市発足後、選挙までの空白期間を避けるため、農業委員会等に関する法律第 10 条の 2 第 2 項の規定により選挙区（旧町単位）を設定し、合わせて選挙区の定数も決定した。また、合併特例法第 8 条を適用し、選挙区ごとに互選により選出。
(3) 三役	

旧打田町	町長は新市の市長職務執行者、助役、収入役は退職。	
旧粉河町	町長、助役、収入役は退職。	
旧那賀町	町長、助役、収入役は退職。	
旧桃山町	町長、助役、収入役は退職。	
旧貴志川町	町長は新市の市長、助役、収入役は退職。	
(4) 一般職		
定員管理	<定数の削減> 現在 669 名を、20 年で 507 名に削減。 <新規採用の抑制> 職員補充率を 47% とし、2020 年まで適用する。	
給与の調整	<給与の再調整・再計算> 紀の川市昇給・昇格基準を作成し、基準より高い職員については昇給をストップし、低い職員については最大 3 年間で 3 号給を是正する。	
役職の調整	原則旧町の役職を引き継いだ。	
(5) 組織・機構の整備方法		
合併と同時に、部・課とも完全に統合。		
(6) 関係市町村の従前の支所・出張所の整備方法		
旧粉河町	旧粉河町の支所 1ヶ所は、引き続き出張所として設置している	
(7) 地域審議会等		
設置の有無	有・ <input type="checkbox"/> 無	
その理由	地域審議会的（任意の）な組織の設置を検討したが、自治会組織を充実することで調整した。	
(8) 市町村税のうち、税率の調整を要した税目とその調整方法		
都市計画税	5 町のうち 2 町が課税していなかった。	合併年度及びそれに続く 3 年間は非課税の旧 2 町の区域については課税免除。
(9) 上下水道使用料（調整方針：当面は旧自治体ごとに従前のおりとする）		
上水道料金	合併後、当分の間は旧町のおり引き継ぐ。	
下水道料金	現行（旧町のまま）のおり引き継ぐ。	
(10) 上下水道以外の使用料等（調整方針：当面は旧自治体ごとに従前のおりとする）		
例外措置	特に該当なし。	
(11) 国民健康保険事業の調整（調整方針：合併年度は旧町のおりとし、翌年度（2006 年度）から統一する）		
賦課徴収方法	5 町保険税方式	保険税方式
所得割	旧打田町 6.90% 旧粉河町 6.50% 旧那賀町 7.00% 旧桃山町 6.12% 旧貴志川町 6.90%	2006 年度から統一（未決定）。
資産割	旧打田町 35.0% 旧粉河町 34.0%	2006 年度から統一（未決定）。

	旧那賀町 35.0% 旧桃山町 32.0% 旧貴志川町 38.0%	
均等割	旧打田町 26,400円 旧粉河町 28,000円 旧那賀町 25,000円 旧桃山町 24,800円 旧貴志川町 23,000円	2006年度から統一（未決定）。
平等割	旧打田町 26,400円 旧粉河町 28,000円 旧那賀町 25,000円 旧桃山町 24,500円 旧貴志川町 27,000円	2006年度から統一（未決定）。
(12) 介護保険事業（調整方針：合併年度は旧町のとおりとし、翌年度（2006年度）から統一する）		
第1号被保険者の月額基準保険料	旧打田町 3,992円 旧粉河町 4,033円 旧那賀町 3,240円 旧桃山町 3,933円 旧貴志川町 3,500円	合併年度は旧町のとおりとし、翌年度（2006年度）から統一する。
(13) 電算システムの取扱い（既存のシステムを並存させた）		
整備方法	旧打田町のシステムを基準に整備し、無い機能については追加した。	
(14) 町・字の名称・区域		
名称・区域の変更	有・ <input type="checkbox"/> 無	
変更した場合、その内容と理由		

6. 合併後の状況

(1) 合併による財政削減効果：21,300百万円/10年間	
(2) 基本構想および総合計画の策定	
基本構想	今後策定に取り掛かる予定(2006年度)。
総合計画	今後策定に取り掛かる予定(2006年度)。
(3) 合併による効果	
<④広域的視点に立ったまちづくりと施策展開> 旧町単位では財政的に困難であったごみ処理施設の整備や道路網の整備など、今後、総合的に展開予定。	
<⑤行財政の効率化> 人件費の削減や重複する施設を効率的に整備できる。	

<⑥地域のイメージアップ>

それぞれの特産品や史跡・名跡等を総合的にアピールすることにより、紀の川市の認知度や観光振興が促進される。

(4) 合併による問題点と解決策

<①役場が遠くなり不便になる>

本庁以外の旧庁舎を支所に、旧支所を出張所として地域振興部が所管し、証明書等の発行業務等すべての業務の窓口としている。

<②中心部と周辺部の格差が増大する>

旧町から要望のあった事業については、バランス的に考慮しながら建設計画に盛り込み、計画的に事業を展開する予定。

<④各地域の歴史、文化、伝統が失われる>

地域の伝統行事等については、引き続き新市において開催し、伝統・文化を継承する。

(5) 残された課題

合併直後であり、今後事業展開していく中で課題が出てくるものと考えられる。